

## 小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和7年4月24日（木）午後7時00分～午後7時52分

場所 小田原市役所 3階 全員協議会室

2 出席者氏名

1番委員 柳下正祐（教育長）

2番委員 益田麻衣子（教育長職務代理者）

3番委員 菱木俊匡

4番委員 秋元美里

5番委員 齊藤修一

3 説明員等氏名

教育部長 菊地映江

文化部長 大木勝雄

教育部副部長 岡田夏十

教育部副部長 諏訪部澄佳

文化部副部長 湯浅浩

文化部副部長 門松忠輝

教育総務課長 安藤良徳

学校施設担当課長 久保浩一郎

教育指導課長 松澤俊介

保健給食課長 吉澤太郎

生涯学習課長 萩宮康之

文化財課長 小林隆

その他関係職員

(事務局)

教育総務課係長 三浦慶太郎

教育総務課主査 小沼久晃

4 議事

日程第1

議案第12号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

日程第2

議案第13号 小田原市指定重要文化財の指定について

(文化財課)

日程第3

議案第14号 小田原市新しい学校づくり推進基本計画について（諮問）（教育総務課）

日程第4

議案第15号 小田原市新しい学校づくり施設整備指針（案）について（教育総務課）

日程第5

議案第16号 学区審議会委員の委嘱について (教育総務課)

日程第6

議案第17号 通学区域の一部改正等について (諮問) (教育総務課)

日程第7

議案第18号 令和8年度使用教科用図書の採択方針について (教育指導課)

5 報告事項

(1) 市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について 【資料配布のみ】

(教育部・文化部)

6 その他

令和6年度下半期寄付採納状況について 【資料配布のみ】 (教育総務課)

令和6年度下半期教育委員会職員の公務災害の状況について 【資料配布のみ】

(教育総務課)

7 議事等の概要

(1) 柳下教育長開会宣言

(2) 3月臨時会及び3月定例会議事録の承認

(3) 議事録署名委員の決定…4番 秋元委員、5番 齊藤委員に決定

---

(4) 日程第1 議案第12号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

○生涯学習課長 それでは私から御説明申し上げます。

小田原市郷土文化館協議会委員は、小田原市郷土文化館協議会規則第3条第1項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出することとなっており、小田原市校長会から2名の推薦をお願いし委嘱しているところです。

新年度を迎えるにあたり、小学校長会から新玉小学校の山田明子校長先生、中学校長会から国府津中学校の川崎和美校長先生を御推薦いただきましたので、委嘱いたしましたく提案するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(5) 日程第2 議案第13号 小田原市指定重要文化財の指定について

(文化財課)

○文化財課長 私から御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。1枚おめくりください。

教育委員会からの諮問に基づき、令和7年3月24日に開催された「令和6年度第3回小田原市文化財保護委員会」において、指定物件の表にある3件について審議をいたしました。その結果、裏面のとおり「市の指定重要文化財に指定することが適當である」旨の答申を受けましたので、文化財の指定について議決を求めるものです。

それでは、3件の概要につきまして御説明いたします。次のページを御覧ください。右上に「調書①」と入った資料です。また、資料の最後には写真を添付しておりますので、併せて御覧ください。

1件目の本小札紫糸素懸威腹巻は小田原城天守閣に所蔵・展示されている甲冑で、「工芸品」に分類されます。高さ65cm、幅40cmほどの大きさで、「員数」は1領です。

内容欄に記載のとおり、北条氏康の四男、北条氏規を家祖とする狭山藩主北条家に伝來したもので、使用痕も見られる実戦的な甲冑です。造形や装飾類からは、室町時代から戦国時代にかけての特徴が顕著に見られます。また、草摺という腰から太ももを覆う部材の表現が桃山期的であり、戦国時代後半の作であると考えられます。江戸時代末期頃に修復が行われた形跡もみられますが、杏葉と呼ばれる付属具も残るなど、保存状態が良いものです。

次に、調書裏面の「由緒・沿革等」を御説明します。

記載のとおり、狭山藩北条家に伝來したことは、これまでの状況や記録から確かであると見られ、一般社団法人日本甲冑武具研究保存会による鑑定書もこれを裏付けます。

以上のことから、工芸品としての希少性を有するのみならず、小田原市北条氏の拠点であった小田原城に北条氏ゆかりの甲冑が所蔵・展示されている点での文化的意義の高さが評価されました。

次に、調書②を御覧ください。

2件目の絹本着色涅槃図です。

絹地に描かれた仏画で、署名・落款はありません。涅槃図は宗派を超えて作られるものなので、比較的全国に作例が多く、縦163.9cm 横117.7cmの大きさは、その中でも中程度のサイズです。制作期は、線が柔らかく湾曲し絹地の目が粗い点などから、中世後期、室町時代と見られますが、それ以前、南北朝時代の伝統的な描き方をよく踏襲した、格調のある作品です。釈迦の命日である2月15日の涅槃会で使用されてきたため、全体的に退色は見られますが、目立った破損や大きな修復の跡は見られず、保存状態はおおむね良好です。

次に、調書裏面の「由緒・沿革等」を御説明します。

総世寺の創立は1441年で、大森氏、小田原北条氏、大久保氏など時の権力者の庇護を受けた、小田原を代表する禅宗寺院です。この涅槃図は、箱書や「新編相模国風土記稿」によれば、江戸時代の初代小田原城主である大久保忠世が文禄時代に寄進したとされます。

以上のことから、市内に残る仏画の中でも古い作例であり、保存状態もおおむね良好、市の歴史に関わるという点が評価されました。

次に、調書③を御覧ください。

3件目の小田原古式消防です。

小田原古式消防記念会を保存会とする無形民俗文化財です。令和5年度、6年度に民俗を専門とする学芸員が調査を行い、報告書を刊行しました。特筆すべき点は調書に記載のとお

りで、「鳶職木遣」、「纏振り」、「階子乗り」の一連の技を継承しています。毎年1月11日に開催される小田原市消防出初式では、そのすべてを見るすることができます。1月4日に「梯子乗りの梯子づくり」をするほか、練習や研修会への参加を通じて技術の継承に努めています。

次に、調書裏面の「創始及び沿革」を御説明します。

古式消防は、江戸時代に都市部で破壊消防に従事する鳶職により伝承、伝播されました。小田原では「旧小田原藩 町方火消纏雛形」という資料から、文政11年（1828年）には、町内毎の町火消のほかに50人組が構成されていたことが分かります。芸能の記録としては、鳶職木遣、階子乗りは少なくとも100年を超える歴史があることが関連資料から分かり、その中には、消防組織に関する記述がみられるなど、組織の変遷を追えることや、消防芸能の伝播、都市としての小田原を考察する上でも貴重であると評価されました。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

○柳下教育長　日程第2まで終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係の職員退席)

---

(6) 日程第3　議案第14号 小田原市新しい学校づくり推進基本計画について（諮問）  
(教育総務課)

○教育総務課長　私から御説明申し上げます。議案書をおめくりください。

小田原市新しい学校づくり検討委員会につきましては、新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申することとされております。

2の諮問事由として記載のとおり、令和5年12月に策定した小田原市新しい学校づくり推進基本方針を踏まえ、地域の学校配置の将来像等を示す小田原市新しい学校づくり推進基本計画について諮問するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(7) 日程第4　議案第15号 小田原市新しい学校づくり施設整備指針（案）について  
(教育総務課)

○教育部副部長 私から御説明申し上げます。

新しい学校づくり施設整備指針については、令和7年2月に新しい学校づくり検討委員会に諮問し、検討委員会及び部会において御議論いただいたほか、府内関係課によるワーキングチームでの検討等を踏まえ、このたび、3月25日に、新しい学校づくり検討委員会の柳澤委員長から、答申が提出されました。

この答申を踏まえ、お手元の小田原市新しい学校づくり施設整備指針（案）のとおり、取りまとめましたので冊子を御覧ください。

1ページを御覧ください。第1章として、整備指針策定の背景と目的をまとめております。

2ページを御覧ください。これまでの検討経過をまとめております。整備指針は、「新しい学校づくり検討委員会」の中に設置した「新しい学校づくり施設整備指針検討部会」と、府内関係課によって構成したワーキングチームを主体に検討を行いました。

3ページを御覧ください。府内ワーキングチームでの検討内容をまとめております。「インクルーシブ教育」、「学習・生活環境」、「地域・放課後活動」、「環境・木材活用」の計4つのテーマに基づき検討を行いました。

5ページを御覧ください。第2章として、学校施設の現状と課題を踏まえた、これからのが「新しい学校施設」の基本的な考え方等についてまとめております。

7ページを御覧ください。これらの課題と、令和5年12月に策定した「新しい学校づくり推進基本方針」において示された「新しい学校」の目指す姿を踏まえ、「新しい学校施設の具体化」のための視点等を整理しました。基本方針でまとめた5つの視点に加え、「ウェルビーイング」と「フレキシビリティ」の2つのキーワードを踏まえ、整備の方向性や具体的な機能水準を整理しております。

8ページを御覧ください。以降、29ページまでは、第3章として「新しい学校施設」のイメージと整備の方向性についてまとめています。大きく、「学習空間」、「生活空間」、避難所等の「地域に開かれた学校」、脱炭素化等の「持続可能な施設づくり」の4つに分かれています。

いくつか抜粋して御紹介します。9ページを御覧ください。普通教室の面積は、現在、68m<sup>2</sup>のところが大半で、1人1台端末の導入や特別支援学級との交流授業の増加等により、教室が手狭になっていることから、新しい学校施設では、文科省の補助基準（現行は72m<sup>2</sup>）を最低ラインとして、可能な限り広い面積で整備するとともに、可動式の間仕切り壁を設置する等により、多様な学びのスタイルや時代の変化に柔軟に対応できる拡張性と可変性を確保します。

10ページを御覧ください。普通教室と合わせて、多様な学びを支える学習空間として、廊下を拡張したオープンスペースや少人数教室、多目的室等を普通教室に近接して配置し、可動式の間仕切りで様々な広さに変えることで、個別学習やグループ学習、対話や発表などの多様な学びのスタイルに対応できるようにします。また、校庭や屋上、テラスなど、学校全てが「学びの場」となるような機能を整備します。

12ページを御覧ください。インクルーシブ教育の充実に資する空間づくりとして、特別支援学級の教室は普通教室と同様の面積及び設えとし、通常の学級と近接して配置することで、学校生活の中で自然の交流が育まれるようにします。また、プレイルームやクールダウンスペースなどの特性に対応した施設を十分に確保します。

16ページを御覧ください。バリアフリー・ユニバーサルデザインについては、エレベーター・スロープの設置等、法令に基づくバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインを用いて、学校を訪れる全ての人がストレスなく快適に過ごせる環境づくりを進めます。

18ページを御覧ください。「居場所」の充実として、校内や校庭等に、休憩スペースやコミュニケーションスペースなど、子供たちの居場所となるような空間を点在させ、目的や気分に応じた多様な選択肢を提供できるようにするとともに、不登校や教室に入ることができない子供たちの居場所として、全ての小中学校に校内支援室を整備いたします。

19ページを御覧ください。教職員の働き方改革に寄与するよう、職員室をはじめとする管理諸室には、休憩スペースや作業スペースを充実させ、教職員が快適に、パフォーマンスを最大化することができるような執務空間づくりを進めます。

21ページを御覧ください。全ての学校に、地域活動に利用できる会議室等（地域利用エリア）を設けるとともに、電子キーの導入等によりセキュリティを確保しつつ、夜間や休日に特別教室等を地域に開放する等により、学校と地域の交流を促す環境を作ります。

23ページを御覧ください。全ての学校に、備蓄倉庫やマンホールトイレ等の避難所運営に必要な機能を整備し、体育館については断熱対策や空調設置、バリアフリー化を進めます。また、避難所エリアと教育活動エリアを区分し、災害のフェーズに応じて、教育活動を早期かつ円滑に再開できるようにします。

25ページを御覧ください。現在も学校では地域開放を行っていますが、動線やセキュリティの確保、利用者との調整を教職員が担っていること等、課題が多くあることから、新しい学校においては、学校エリアと地域利用エリアの動線を明確に区分し、利用予約や施設の開け閉めに電子キーのシステムを導入する等により、セキュリティの確保に努めます。また、車両の駐停車スペースやロータリーを整備し、地域利用者や放課後デイサービスの送迎等が支障なく行えるようにします。

27ページを御覧ください。環境への配慮として、新しい学校では、省エネと再生可能エネルギーの導入により、75%以上のエネルギー削減（Nearly ZEB）を目指すことで、脱炭素化とともに、ライフサイクルコスト全体の縮減を図ります。

28ページを御覧ください。これまでの地域産木材活用の取組を踏まえ、学校全体の内装を木質化し、温かみのある室内環境にするとともに、一部の構造を木造化することを目指します。

29ページを御覧ください。新しい学校づくりは、改築または長寿命化改修を想定しておりますが、これらは多額の費用がかかり、全ての学校に「あると望ましい」機能をフルスペックで保有することは困難であることから、一部の機能については拠点化・集約化等を検討し

ます。また、PPPやPFI等の多様な整備・運営手法の導入可能性についても検討します。

30ページを御覧ください。以降、43ページまでは、第4章として、第3章の方向性に基づき、学校の施設機能別に整備の方針や機能水準の詳細をまとめています。施設構成や建物配置、教室ほか諸室の面積や整備室数、機能等を項目別に整理しています。

44ページを御覧ください。第5章として、実際の整備プロセスや手法についてまとめています。整備に当たっては、基本計画、基本・実施設計を経て、実際の工事に入ることとなり、改築・長寿命化改修ともに、最低でも5～6年程度かかります。その間、利用者のニーズや意向を反映させるプロセス等を経て、整備内容等の条件を設定していきます。

46ページを御覧ください。利用者意見を反映させるための、ワークショップの実施例等を示しています。

47ページを御覧ください。整備にあたっては、児童生徒数の変動に加え、複雑かつ多様化する教育施策や社会情勢に対応しつつ、個々の学校や地域の実情に合わせた調整を進めいく必要があることから、教育委員会だけでなく、市長部局も含めた部局横断的な検討・推進体制を構築する必要があることから、想定される論点と体制をまとめています。

以上が、整備指針（案）の概要となります。

最後に、整備指針につきましては、本定例会で確定後、市ホームページで公表する予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

**○菱木委員** 23ページの避難所機能のところでマンホールトイレと記載がありますが、どのようなトイレなのでしょうか。

**○教育総務課総務係長** マンホールトイレについては、防災部で既に一部の学校施設に整備しているところですが、学校の敷地にマンホール状のものを作りまして、災害時にトイレの上屋をそのマンホールの上に建てて、そこで用を足していただきます。その汚水等は、直接下水道の本管に流れていますので、災害時のトイレのニーズを満たすという避難所対策の一環の設備となっております。

**○菱木委員** 地震で配管が破損した場合でも、トイレが利用できないということが起きないように、直接排泄物を下水道に流すという理解でよろしいですか。

**○教育総務課総務係長** お見込みのとおりです。

**○菱木委員** 人工肛門の方も学校に来ることもありますが、人工肛門の方は便を溜める袋をつけております。普通のトイレでは溜まった便を処理することが難しいので、そういう方にも対応できるトイレを明示していただきたいと思います。

**○教育部副部長** 整備指針については、あくまでも指針ということになります。実際に新しい学校として改築または長寿命化改修をする時に、詳細を別途詰めていく必要があります。その辺りについては、具体的な話になったときに検討していきたいと考えております。

○益田委員 全部の学校がこのようになるというような捉え方ではないということは分かりましたが、実際にどの学校を改築・改修して、どの学校を再編していくのかということをこれから決めていくということは理解しているのですが、その見通しというか、何年ぐらいかけてそれらの方向性を出すのでしょうか。

○教育部副部長 あくまで現在の計画ということでお聞きいただきたいと思います。

整備指針と並行して、先ほど諮問について議決をいただいた基本計画の検討も行っています。これについては学校配置の部分について決めていくものとなっています。今のところは令和7年度中に学校配置も含めた基本計画の策定を目指しております。

その段階では、当然学校配置が決まっていますので、改築あるいは長寿命化改修をかける学校もそこで決まってくると思います。ただ、その後それをどういう形で公表し、合意形成のプロセスを取るかということについては、まだ調整中で、検討委員会でもこれから検討が始まるというところでございます。

基本計画が今年度中に策定できたとしましたら、令和8年度はこの上位計画でございます学校施設の中長期整備計画を改訂した上で、令和9年度から改築・長寿命化改修を進めていきたいと考えております。

先ほどの資料の44ページにございます、整備プロセス等の検討ですが、そこまで終わった段階で各個別の学校の基本計画、それから実施設計等に入りますが、大体5、6年はかかるということになります。

そうしますと、どんなに早くても今から7年後ぐらいに新しい学校ができ上がるという形になろうかと思います。

一方で、先ほどもご説明したとおり、基本計画をどの段階でどのように公表し、関係者等と合意形成できるかという部分があるので、あくまで見込みということでお話をさせていただきました。

○秋元委員 基本計画を策定するときに予算も合わせて検討していくのでしょうか。

大体の予算規模などは、この段階で分かっているのでしょうか。

○教育部副部長 基本計画とセットで財政計画についてもお示しすることになろうかと思いますので、本年度中に基本計画が完成するとすれば、そこに合わせて全体的な財政計画についても、ある程度お示しする形になろうかなと思っております。

○齊藤委員 2点お伺いいたします。

1つは、令和7年度末までには財政計画を含めて決めていきますという話の中で、基本計画を立てて、そこから詳細に計画を立てていくにしても、ソフト・ハードで自分たちが決めたその計画にあまり縛られないようにしたほうがよろしいのではないかと思います。

例えば人件費の上昇などもあり、10年後の新しい学校の姿を考えるときに、民間の経営者でも今もう3年先を読むのがすごく難しい状況の中で、10年後の会社の姿は、皆さんそんなに描けないというか、学校だからすごくライフサイクルが長いとはいえ、テクノロジーの進化や、子供たちの成長に合わせて、教育がどうあるべきか、ということも、10年後に本当に今決めたことが正しいという確からしさがあるということを誰も保証できないと思います。

そのため、せっかく決めた自分たちの計画や詳細設計であっても柔軟に変えられる、いわゆる例外適用みたいな仕組みを、令和8年の財政計画を立てるあたりまでも、ある程度その選択肢として入れておけるような計画をされた方がいいと思います。

特に人件費に関しては、やっぱり変動要素が高いです。

民間の会社でも、大手企業や小売りですと6%ぐらいの賃上げを年単位でしていくと3年で20%弱ぐらい賃上げしていかなければいけない状況になっていますし、建設コストも、もう本当に釈迦に説法だと思いますが、3年前と比較して今25%ぐらい上昇していて、戸建ての住宅でいうと3,000万で建物が建てられたのが、4,000万払わないと建てられない状況になっているぐらいコストが上がっている要素がある。

そういう意味で変動要因を加味した詳細設計を自分たちで作れるように、間違っても自分たちで作った計画に従ってやらなければいけないっていうそのトラウマというか、それに囚われないように、検討委員会の中でもぜひ柔軟性を担保しながら進めていただければ良いのではないかと思います。今後、詳細設計や財政設計を作られるので、念頭に置いていただければと思います。

2つ目が、やはりこういった状況は小田原市だけではないと思います。日本全国で特に地方で同じようなプロジェクトが進んでいる状況かと思います。他の自治体の廃校予定の学校の扱いについて、情報収集していくことが財政計画を作る上で肝になってくると思います。

なぜなら、どれぐらい統廃合していくかによって、全体の5分の1ないし4分の1を仮に統廃合していくのであれば、廃校するにしてもその扱いをどうするかによって財源がかなり変わってくると思います。先日、平塚市のTHEアウトレットの近くにある旧相模小学校の入札が行われましたが、土地が3,860坪あって、家賃を坪当たり2,500円ぐらいと想定すると、単純に計算しても月900万円ぐらいで民間事業者が借り受けて、35年の定期借地だったので、40億円ぐらいのお金が、平塚市の1つの小学校に対しての廃校利用の観点で動きます。

そのため、どれぐらい学校を統廃合するか、その学校を民間事業者に定期借地で渡すのか、売却するのか、仮に共同利用するのかといった利活用の方針が、すごく財政計画に影響すると思いますので、その辺りは他の自治体の入札の事例などを注視しながら、小田原市の坪単価でいくとどれぐらいが当てはまるか検討していくと、とても精度の高い財政計画になると思います。やはり財源が厳しい状況だと思いますので、統廃合の学校の扱いをどうするのかということを早めに決めることが財政計画のレベルを上げると思いますので、そこは参考情報として今から収集されておくと良いのではないかと思います。

**○教育部副部長** 1点目でございますがやはりご指摘の通りで、直近で言えば新しい給食センターもそういうことがございましたので、可変性といいますか、ある程度物価あるいは人件費の高騰についても考慮していく必要があると思っております。

ただ、予算調整や総合計画等々もございますので、その辺りも加味しながら基本計画の方は検討していくみたいと思います。

また2点目でございますが、やはり財源の関係もございますので、御指摘については情報収集に努めていきたいと思います。

ただ跡地利用についてはまだなかなか、ここでも明確な話はされていない状況でございます。府内の関係各課と連携しながら、その辺りについても地元に受け入れられるような形を検討していきたいと思っております

○柳下教育長 私も何点かお話をさせていただきます。

まず1点目は教室の広さです。現在、学校訪問に行ってまして、35人のクラスに支援級の子どもが交流で来ています。そうすると40人近くになって教室が手狭です。そこで勉強をするには少し厳しいところがあります。

それに比べてオープンスペースがあつて子どもの数が少なくてゆったりしている学校もあります。その教室の広さというのはとても大事なことです。整備指針では、教室が広くなったり狭くなったりする、いろいろなスペース作りになっていますけれども、教室の広さを大切にして欲しいと思っております。

2点目は、先生のいる空間も大事です。綺麗な空間で先生が執務できる。それからちょっとゆったりするような空間があると、気持ちも落ち着いて子どもに対するゆとりが出できます。整備指針を見ているととてもいいと思いますので、ぜひこのような学校を作っていただきたいなと思います。

3点目は、地域開放などに対する対応です。これからは地域だけではなくて、もっといろいろなものが入ってくる要素が必要になってくると思いますが、その時に学校のエリアと地域または自治会とかいろいろな人たちが入ってくるエリアをきちんと区分することが大事になります。

最後に学校の木質化です。木質化された学校に行くとほっとします。あの空間というのはとても大事で、子どももそれから先生方も、ゆったりするような気持ちになると思います。作りたての香りは本当に良いです。肌で感じるぬくもりを持たせるということも大事だなと思っています。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(8) 日程第5 議案第16号 学区審議会委員の委嘱について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、私から御説明申し上げます。議案書をおめくりください。

小田原市学区審議会は、市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議を行う附属機関として設置するもので、委員の任期は、委嘱の日から審議会の調査審議事項の調査審議が終了した日までございます。

委員会の委員は「小田原市学区審議会規則」第3条に規定する選出区分に従い、住民組織の代表、市立小学校長及び市立中学校長の代表、小学校及び中学校のPTA代表、学識経験

者、公募市民の中から委嘱することとなっており、表に記載の9名について、委員として適任と思われますので、提案するものでございます。

なお、公募市民につきましては、2月1日号の広報紙や市のホームページ等により募集をしましたところ、3名の応募があり、書類及び面接による審査の結果、表に記載の2名を選出いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(9) 日程第6 議案第17号 通学区域の一部改正等について (諮問)

(教育総務課)

○**教育総務課長** それでは、私から御説明申し上げます。議案書をおめくりください。

小田原市学区審議会につきましては、市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申することとされております。

このたび、1の諮問事項のとおり「(1) 通学区域の一部改正について」及び「(2) 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について」の2件につきまして諮問するものでございます。

2の諮問事由でございますが(1)につきましては、工場跡地が工場と住宅地に開発されたため、新たな地番が割り振られた「栢山1135-2」内に通学区域の境界線があることから、地番の境界線に合わせて通学区域を変更しようすることについて、諮問するものでございます。また、(2)につきましては、一部の学校で指定学校の変更による児童生徒の増員のため、教室の不足等の問題が生じていることから、小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について、諮問するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○**柳下教育長** 諮問事由の(2)はきちんと議論していかないと、どんどん学校が膨れる状況にありますのでよろしくお願いします。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(7) 日程第7 議案第18号 令和8年度使用教科用図書の採択方針について

(教育指導課)

○教育指導課長 それでは私から御説明申し上げます。議案資料を御覧ください。

「1 令和8年度に使用する教科用図書の採択について」は3点です。

1点目、小学校及び中学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、文部科学省の検定を経た「教科書目録（令和8年度使用）」に登載されているものとします。

2点目、小学校については、無償法第14条の規定に基づき、令和5年度に採択した教科書と同一のものを採択することとします。中学校については、令和6年度に採択した教科書と同一のものを採択することとします。

なお、小学校は令和9年度まで、中学校は令和10年度まで、現在使用している教科書を採択することとします。特別支援学級の教科用図書については、児童生徒の障がいの種類や発達の状態等に鑑み、最もふさわしい内容のものを採択することとします。

3点目、採択の公正確保、開かれた採択の実施等、静謐な採択環境の確保について示してあります。

次に「2 教科用図書採択基準」については、2点です。

1点目、採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。

2点目、児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する。

以上2点でございます。

別紙2を御覧ください。採択替えの年には教科用図書採択検討部会、調査会による調査研究を実施し、調査研究資料を参考に採択する流れとなります。令和7年度はこれを実施いたしません。特別支援学級においては、一般図書および特別支援学校用教科書目録の2種類から、適切な図書を選び、使用することができるようになっていることから、毎年、各学校が児童生徒一人一人の状況に応じた図書を選定し、7月の定例会において教科用図書として採択する予定です。

なお、参考でお示ししておりますが、6月6日から6月25日まで、教科書展示会が小田原合同庁舎において開催される予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○柳下教育長 小学校と中学校は採択したものを4年間使用し、特別支援学級については、毎年採択するということです。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

**○柳下教育長** 次に、報告事項（1）市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について、その他の「令和6年度下半期寄付採納状況について」及び「令和6年度下半期教育委員会職員の公務災害の状況について」は、資料配布とさせていただきますので、御了承ください。

---

8 柳下教育長閉会宣言

令和7年5月26日

柳下教育長

署名委員（秋元委員）

署名委員（齊藤委員）